

日本歯科医学会専門分科会助成金配分基準

1. 専門分科会への助成金は、当該年度学会会計収支予算に計上された額（以下「予算額」という。）を基礎配分額と付加配分額に分ける。
2. 基礎配分額は、予算額の10分の3の額とし、専門分科会に均等配分する。
3. 付加配分額は、予算額から基礎配分額を差し引いた額とし、専門分科会会員数により設定する配分係数により、専門分科会に比例配分する。

(会員数)	(配分係数)
1,000名以下	1
1,001名以上2,000名以下	2
2,001名以上3,000名以下	3
3,001名以上	4

4. 付加配分額の配分係数は、前年9月末日現在の専門分科会の会員数をもって当該年度分に適用する。
5. この基準の改廃は、理事会の議を経て評議員会の議決を要する。

附 則

1. この基準は、平成2年4月1日より施行する。
2. 日本歯科医学会専門分科会に対する助成金配分係数基準（昭和51年8月30日制定）は、平成2年3月31日をもって廃止する。